

※環境省の回答は、中央環境審議会動物愛護部会（第58回）資料1「動物の愛護及び管理に関する法律に係る省令案（飼養管理基準に係るもの）に対する意見の募集（パブリックコメント）の集計結果」より抜粋

JAVAが環境省に提出した「犬猫の飼養管理基準」案に対する意見		JAVAの意見に対する環境省の回答
該当箇所	P7 19行目～P27 15行目	今回の基準は、改正法第21条第3項の規定を踏まえ、犬猫に係る規定を具体化したものであり、犬猫以外の動物については、今後検討を進めることとしています。
意見内容	「犬又は猫」を「動物」とする	
理由	犬猫に限られるものではない	
該当箇所	P8 14行目（イ）～	ケージ等の規模は閉じ込め型の飼養を防ぐという基本的な考え方に基づき、現行規定にも定められた日常的な動作を行うために必要な大きさを具体化したものです。ケージ等内に必要な設備等については、今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書（仮称）」等の中で整理していきたいと考えています。
意見内容	「ケージ等」を「寝床、休息場」又は「寝床、休息場、運動スペース」とし、寝床、休息場には動物が重要な行動ができる十分な広さ、動物の主たる活動時間内は常時運動できる広さ、重要な行動ができる設備を設置する	
理由	一時的の定義を明確にし、概ね半日以内とすべき。一時的であっても自然な姿勢や動作はできるようにしなければ、それは保管ではなく、拘束になる 案のケージ等の規模はほぼ動物の大きさと同じであり（頭、尾など含め）、運動は全くできず、動物の心身の健康を維持するには不十分なサイズであるため、動物の活動時間は常時運動スペースが利用できる必要がある	
該当箇所	P8 19～35行目	閉じ込め型の飼養を防ぐという基本的な考え方のもと、日常的な動作を行うために必要な大きさを具体化したものであるため、基準案は適当なものと考えております。
意見内容	犬のケージは縦の長さを体長の3倍以上、横を2倍以上、高さを体高の3倍以上とし、猫は縦を体長の2.5倍以上とする 子犬子猫は歩行が可能になった時点で親と同じ方法で算出する	
理由	犬猫が壁にぶつからずに自然な行動を取り、排せつ場所と分けられるようにするため	
該当箇所	P9 24～25行目	「7.その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項」に、「清潔な給水を常時確保すること」を規定しています。
意見内容	一時的な保管であっても常時飲水可能にする	
理由	自由な飲水は常時必要	
該当箇所	P9 26～27行目	ケージ等の規模は閉じ込め型の飼養を防ぐという基本的な考え方に基づき、現行規定にも定められた日常的な動作を行うために必要な大きさを具体化したものです。ケージ等内に必要な設備等については、今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書（仮称）」等の中で整理していきたいと考えています。
意見内容	「並びに飼養期間」を削除	
理由	飼養期間の長短に関係なく必要	
該当箇所	P9 30～31行目	ケージ等内に必要な設備等については、今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書（仮称）」等の中で整理していきたいと考えています。
意見内容	習性に応じて排せつ用のスペースを設けることを追加	
理由	決まった場所に排せつする動物への配慮が必要	
該当箇所	P10 4～5行目	員数規定に係る基準においては、親から離れた時点で1人当たりの飼養又は保管をする頭数に含まれることとなります。なお、親と同居する子犬又は子猫の頭数を除外することは、親兄弟姉妹等の同居により、社会化が促
意見内容	56日を経過した犬猫、繁殖の用に供することをやめた犬猫は、販売用の成犬・成猫と同じ扱いにする	

理由	56日後は法的に親から離せるほど成長している。繁殖の用に供さなくなった犬猫も飼育に同じだけ手間がかかる	されることも考慮しています。
該当箇所	P10 8行目の後	今回の基準は、改正法第21条第3項の規定を踏まえ、犬猫に係る規定を具体化したものであり、犬猫以外の動物については、今後検討を進めることとしています。
意見内容	犬猫以外の動物に関する員数の基準を犬猫の規定を指標とした形で盛り込む	
理由	犬猫以外の動物にも規定が必要	
該当箇所	P11 1～2行目	疾病や傷害の状況等に応じて、必要な処置が異なると考えられますが、御意見は参考とさせていただきます。
意見内容	「必要に応じて」を削除	
理由	独自の措置で終わらせず必ず獣医師による診療を受けさせるべき	
該当箇所	P11 11～17行目	個体の状態や展示の状況に応じて、休息に必要な時間が異なると考えられますが、今後の運用に向けて、策定を予定している「基準の解説書（仮称）」等の中で整理していきたいと考えています。
意見内容	展示動物の飼養保管基準にある内容（適切な展示時間）を追加する	
理由	明記すべき重要なことである	
該当箇所	P11 20～22行目	御意見の趣旨も踏まえて、（6時間展示した後に休憩を義務づけるのではなく、）6時間以上休憩なしで展示をしてはいけないという趣旨をより明確にするため、以下のとおり修正します。 「展示を行う時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を6時間ごとに設けること」
意見内容	展示を行わない時間は「最長で」6時間とし、運動できる時間も設ける	
理由	6時間ごとに限定する必要はなく、1時間ごとでもいい	
該当箇所	P11 23行目～P12 8行目	輸送の方法等については、今後、基準の運用に向けて策定を予定している「基準の解説書（仮称）」等の中で整理していきたいと考えています。獣医師の診断については、輸送後に獣医師の診断を義務付けた場合、輸送後にさらに診断のための輸送を伴う可能性があり、個体への負担となるおそれもあると考えられますが、下痢、おう吐等の症状が見られるような場合は、「4.動物の疾病等に係る措置に関する事項」に基づき、必要な処置（獣医師の診療を含む）等を行う必要があります。
意見内容	輸送の頻度をできる限り少なくし、計画的な輸送をすべきことを追加 下痢、おう吐、四肢の麻痺等はすぐさま獣医師の診断を受けさせ、観察されるべきものとして動物の通常とは異なる行動を明記すべき 展示業も対象に追加	
理由	輸送は動物に負担がかかり、輸送時又は輸送後に死亡するリスクは大きい	
該当箇所	P12 14行目	希少な動物については、一般に個体群の遺伝的多様性の確保が困難であり、種の保存の観点から可能な範囲で遺伝的多様性に配慮しつつ、繁殖に取り組む場合があるものと認識しています。御意見は今後の参考とさせていただきます。
意見内容	希少な動物の除外削除	
理由	希少さは理由にならない	
該当箇所	P12 23～30行目	繁殖に関する基準は、個体の特性にあわせた多様な配慮を行うことを妨げることがないようにという点も考慮しています。例えば、若齢のうちに複数回繁殖させ、早めに引退させて譲渡する場合や、終生飼養を前提にある程度の年齢になってから繁殖を始めた、出産間隔を開けて繁殖させる場合等、多様な配慮を可能とする規定としています。出産回数については、
意見内容	犬猫の7歳に達した時点の除外規定を削除 猫の出産頻度を2年に3回までとする 7歳に達した時点での出産回数を証明できない 照明による発情の調整がなされており、過剰な出産回数になりかねない	

理由		令和3年6月から繁殖実施状況記録台帳への生涯出産回数の記入を義務化し、出産回数を確認できる体制を整えます。 また、引退犬猫については、譲渡促進の観点から、できる限り早い段階で譲渡されるための効果的な施策を推進する必要があると考えており、御意見の趣旨は今後の施策の参考にしてまいります。
該当箇所	P13 9行目	改正法の規定に基づき、犬猫の基準を具体化したものであり、犬猫以外の動物については、今後検討を進めるものとなります。御意見は今後の参考にしてまいります。
意見内容	(哺乳類に属する動物に限る。)を削除	
理由	哺乳類に限る根拠がない	
該当箇所	P13 10～14行目	展示業については、アニマルセラピー等も含まれる業態であるとともに、犬猫以外の動物にも関連する業態です。改正法の規定に基づき、犬猫の基準を優先して検討したところであり、御意見は今後の参考にしてまいります。
意見内容	展示業を追加	
理由	移動展示の形態があるため	
該当箇所	P13 12～13行目	当該規定は輸送の有無に関わらず、販売又は貸出しを行う場合は2日間以上の観察が必要という趣旨であり、輸送に関しては「5.動物の展示又は輸送の方法に関する事項」で輸送後2日間の観察義務が生じることになります。どちらの基準も必ず守らなければならないものであるため、御指摘の輸送後2日間の観察もこれらの基準により担保されることとなっています。
意見内容	輸送から2日であることを明確にする	
理由	何から2日なのか明記されていないのは不備	
該当箇所	P13 38行目～P14 2行目	※「動物取扱業等に関して幅広く寄せられた意見」に分類され、環境省からの回答はなし。
意見内容	捕獲した者の氏名又は名称及び所在地を追加	
理由	捕獲された動物も販売されている	
該当箇所	P14 23行目の後	※「動物取扱業等に関して幅広く寄せられた意見」に分類され、環境省からの回答はなし。
意見内容	展示業者にも表示義務を追加	
理由	展示業者に対する表示義務が存在していない	
該当箇所	P14 34行目	「異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。」と規定しており、御意見の趣旨が反映された基準となっています。
意見内容	同居動物の組み合わせに配慮することを追加	
理由	闘争で殺されるなどが発生	
該当箇所	P14 36～38行目	※「動物取扱業等に関して幅広く寄せられた意見」に分類され、環境省からの回答はなし。
意見内容	社会性を発揮できることを追加	
理由	展示動物の基準の違反が多い	
該当箇所	P15 14～16行目	ケージ等の基準において、運動スペース分離型飼養等を排除するものではありません。
意見内容	運動できない飼育を前提としたレの条項を削除	

理由	運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をすること自体が許されないはずであり、運動スペースを必須とする必要がある	
該当箇所	P15 17～18行目	御指摘のような「主たる活動時間」といった文言であれば、その活動時間がどの程度なのか客観的に判断できず、あいまいな判断や言い逃れにつながるおそれもあることから、必要な時間を数値により具体化したものです。
意見内容	「1日あたり3時間以上」を「個々の動物の主たる活動時間内は常時」とする	
理由	1日3時間では短すぎる	
該当箇所	P15 35～36行目	※「動物取扱業等に関して幅広く寄せられた意見」に分類され、環境省からの回答はなし。
意見内容	動物のストレス行動の確認と記録、改善の取り組みを追加	
理由	飼育者は動物のストレス行動を認知し、改善を図ることを常に行い続けなくてはならない。アニマルベースメジャーの観点を取り入れるべきである	
該当箇所	P16 10～13行目	※「動物取扱業等に関して幅広く寄せられた意見」に分類され、環境省からの回答はなし。
意見内容	正当な理由なく顧客等に動物に触れさせないことを追加 顧客と一対一の対応ができる従業員数を確保する 常時飲水、休息など福祉を確保する	
理由	人獣共通感染症予防、厚生労働省の「ふれあい動物施設等における衛生管理に関するガイドライン」との整合性をとる 動物の不適切な取扱い、暴力、乱雑な扱い、福祉のない状況が多発している	
該当箇所	P17 5行目	※「動物取扱業等に関して幅広く寄せられた意見」に分類され、環境省からの回答はなし。
意見内容	「生産地」を「生産者」と正す	
理由	「生産地」とは繁殖者名等を指すとのことだったが、誤りが横行している	
該当箇所	P17 28行目～	法律上、第二種動物取扱業者が届出制となっているため、第一種動物取扱業者と全く同様の規制を課すことは困難ですが、第二種動物取扱業者についても、不適正な事業者については、勧告、命令、罰則適用の対象として適切に対応していくことが必要と考えています。
意見内容	第一種と同様の修正を反映 「努めること」となっている個所は義務とする	
理由	第二種でも問題が発生しており、同様の基準が必要	